

# ベテラン団員へのインタビュー

町消防団は、1月3日にまなびの郷で出初式を開催し、式典では、消防団員として功績のあった27人が県消防協会長、県消防協会紀南支会長、紀宝町長から表彰を受けました。

今回は、長年にわたり活動に尽力されている4人の団員に、喜びの声をうかがいました。

## 三重県消防協会長表彰



功績章  
(第3分団大里班)  
櫻本 眞二 分団長

### 過去の経験を活かし、災害に備えています

栄えある賞をいただき、大変光栄であると同時に身の引き締まる思いです。団活動の中ではやはり、13年前の紀伊半島大水害が印象に残っています。出動要請があり、はじめは交通誘導などをしていましたが、一気に水位が上がらだし、相野谷地区がほぼ水没したので、警察官がボートで救助に向かうための指示を出していました。当時、タイムラインができていたら、もっとスムーズに避難できていただろうと悔やまれます。この教訓を活かして、大里班では連絡網を整備して指示系統を整えました。

今後、地震の発生も懸念されているので分団長として、これからもしっかりと指揮がとれるようがんばっていきます。

## 紀宝町長表彰



永年勤続功労章(30年)  
田尾 友児 副団長



永年勤続功労章(30年)  
浜田 新一 副団長



永年勤続功労章(30年)  
(第2分団成川班)  
向井 浩 副分団長

地域貢献の意識を持って入団して30年が経ちました。副団長の立場となった今、より一層気を引き締めていきたいと思えます。

長い団生活の中では、さまざまな火災や水害などが発生しました。活動には危険を伴うことも多くあります。紀伊半島大水害のような大きな災害を経験したからこそ、団員には「活動時は、なにより自分自身の命を大切に」と伝えています。

30年間、怪我なく活動を続けられ、このように受章できたのも、先輩方の指導、団員のみなさんの協力のおかげだと感謝しています。また、今年度より副団長になり、身の引き締まる思いです。

高齢化する消防団ですが、若手の育成と、今後さらに必要となってくる女性団員の育成にも力を入れ、一致団結で消防団活動を続けていきます。

30年間の団活動では、火災の消火活動や行方不明者の捜索など、たくさん出動することがありました。特に紀伊半島大水害での活動は大変でしたが、貴重な経験をさせていただき、人生の宝となっています。

30年間という長い間、団生活を続けられてきたのも、たくさんの方の協力のおかげであると感謝しています。

3月1日から7日は春季全国火災予防運動期間

## 冬から春は火事が発生しやすい季節です

3月1日から7日まで、「火を消して 不安を消して つなぐ未来」をスローガンに春季全国火災予防運動が実施されます。

私たちの大切な命、財産を失わないために、火災を発生させないように注意しましょう。

### ◆山火事にはご注意ください

春は空気の乾燥や強風が吹く気象条件に加え、山では枯草などが多くなっていることや、山菜採りなどで入山者が多くなります。山火事の原因の多くは、たき火やたばこなどによる火の不始末によるものです。恐ろしい山火事を防ぐために次のことを守りましょう。

- 1 枯草などがある火災が起こりやすい場所では、たき火はしない。
- 2 たき火などをするときはその場所を離れず、周囲にも知らせ、1人で行わない。
- 3 風が強いとき、空気が乾燥しているときには、たき火などはしない。
- 4 たばこの火は必ず消し、投げ捨てない。
- 5 火遊びはしない。

### ◆いのちを守る 10のポイント

- 1 寝たばこは絶対しない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 ガスコンロなどを使うときは火のそばから離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く
- 5 ストープやガスコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する
- 6 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 7 部屋を整理整頓し、衣類やカーテンなどは防災物品を使用する
- 8 消火器を設置し、使い方を確認しておく
- 9 避難経路を確保し、避難方法を確認しておく
- 10 地域の防災訓練などへ参加し、地域ぐるみの防火対策を行う

▶ 詳しくは、熊野市消防本部予防課 (☎ 0597-89-0994) または紀宝分署 (☎ 32-4545) までお問い合わせください。

Youtube チャンネルで解説中!

## 熊野消防管内では住宅用火災警報器

## の設置率は 77%です

火災が発生したときに警報音で知らせてくれる住宅用火災警報器を設置することで、火災に早く気づき、逃げ遅れを減らし、命を守ることができます。

また住宅用火災警報器は、設置後10年を目安に交換しましょう。

### ◆設置箇所

- 以下の場所は設置義務があります。
- ◎すべての寝室
- ◎階段(1階以外に寝室がある場合)
- ※台所は設置の義務はありませんが、火災の早期発見につながります。



右記 QR コードの Youtube 「熊野市公式チャンネル」で住宅用火災警報器の必要性や維持管理について動画で説明していますので、ぜひご覧ください。

